

平成 18 年 12 月 17 日 制定

日本地域学会年次大会開催費等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)会則第 4 条第一号に規定する年次大会(以下、年次大会)の開催にかかわる収入および支出(以下、年次大会収支)の会計処理等に必要事項について定める。

(特別会計)

第 2 条 年次大会収支は、本学会一般会計(以下、一般会計)とは別に会計処理し、当該年次大会にかかわる財務状況を明らかにする。

2. 年次大会収支の会計処理は、本規程に従う他、本学会会計規程等の関連諸規則(以下会計諸規則)を準用する。これで定まらない場合には、本規程に従い、それでもなお定まらない場合には、一般の簿記、会計原則に従う。

3. 本学会年次大会規程(以下、大会規程)第 11 条第 1 項および第 2 項に規定する年次大会実行委員会(以下、委員会)委員長(以下、委員長)は、同条第 4 項に規定する実行委員会の委員および幹事の中から、本学会会計規程第 3 条第 1 項に規定する会計事務責任者(以下、会計事務責任者)、同規程第 12 条に規定する出納責任者(以下、出納責任者)、同規程第 22 条に規定する補助者、同規程第 34 条第 1 項に規定する契約事務責任者(以下、契約事務責任者)および同条第 2 項に規定する契約事務執行者に相当する者を各々指名し、前項に規定する会計諸規則の準用を行う。

4. 前項の規定において、会計事務責任者、出納責任者および契約事務責任者に相当する者は、互いに異なる者でなければならない。

5. 年次大会収支の結果は、それが確定次第、委員長が本学会理事会(以下、理事会)に報告し、その了承を得る。

(年次大会開催費予算および大会開催費補助金)

第 3 条 一般会計予算の事業費として、年次大会開催費を計上する。

2. 年次大会開催費予算の細目は、以下の各号の通りである。

一 大会開催費補助金(定額)

二 大会規程第 9 条第 4 項に規定する免除額の見積額

三 会則第 18 条第 10 項の規定による理事会開催費に関連する一定額の見積額

四 第一号に規定する補助金以外で、年次大会開催に関連して本学会事務局が一般会計から支払う通信費、印刷費、事務用品費、その他の本学会事務局経費等の見積額

3. 前項第一号の補助金は、当該年次大会開催経費の支払に充当することを目的とする。
4. 前項の補助金は、原則として、実行委員長の指定する銀行口座等に振込むことによって実行委員会に交付する。

(収入)

第4条 大会規程第9条に規定する年次大会の参加費、懇親会費、その他の実費等は、年次大会収支の収入科目として記帳する。

2. 本学会年次大会規程第4条第1項に規定する非会員の登録料は、その会費相当分については、一般会計収支の雑収入として記帳する。これにより、まだなお残余がある場合には、前項の規定に準ずる。

3. 大会規程第13条第三号および第四号に規定する補助金あるいは賛助金は、年次大会収支の収入科目として記帳する。

4. 第3条第2項第一号から第三号の各号に規定する細目での執行額は、年次大会収支の収入科目として記帳する。

5. 大会規程第3条第七号の規定に基づく行事を交付対象として本学会が申請し、獲得した補助金からの当該年次大会開催費一部負担分は、年次大会収支の収入科目として記帳する。

6. 大会規程第13条第1項第五号に規定する金額は、年次大会収支の収入科目として記帳する。

(支出)

第5条 実行委員会が大会開催の準備および当日の開催のために要した費用は、年次大会収支の支出科目に仕訳して記帳する。

(大会開催費一般会計負担分)

第6条 第3条第2項各号の細目での執行額の和は、一般会計決算の支出の部に、年次大会開催費として記帳する。

(総経費)

第7条 年次大会開催総経費とは、第5条に規定する支出の総合計と第3条第2項第四号の細目での執行額との和である。

(改正)

第8条 この規程は、理事会の議決を経て改正することが出来る。

(別規程)

第9条 この規程の施行上必要な細目については、理事会の議決を経て別に定める。

附則

(施行)

第1条 この規程は、制定と同時に施行する。

(適用)

第2条 この規程は、第44回(2007)年次大会の会計処理等から適用する。